

衆議院議員選挙区の画定に関する提言要望

現在、衆議院議員選挙区画定審議会において、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案について審議が行われており、令和3年12月14日付で衆議院議員選挙区画定審議会会长から和歌山県知事に対し、今回の改定案の作成に係る審議の参考とするための意見照会がなされているところである。

今回の意見照会では、衆議院議員選挙区画定審議会設置法（平成6年法律第3号）第3条第2項の規定及び令和2年国勢調査の確定値に基づき、和歌山県における小選挙区選出議員の選挙区数を3から2に減ずることが示されている。

現在の我が国は、急激な人口減少問題に直面しており、少子高齢化社会への対応と東京への過度な一極集中による地方回帰を進める地方創生の取組を、国と地方が協力して展開しているところである。

地方の市町村では、点在する人々の居住する地域を結ぶ道路や上下水道などのライフライン、医療、福祉、教育等の住民生活に必要不可欠な機能の整備や維持確保に大きなコストが必要となる一方で、近年の気候変

動等により発生する土砂災害や洪水などの災害の激甚化を防ぐために、治山・治水等に取り組むなど、防災・減災・国土強靭化に大きな役割を果たしている。

このように喫緊の課題である地方創生や、国民生活維持について大きな役割を担っている市町村にとっては、地方の実情を熟知しつつ、政策決定や予算確保に関する議員の存在は、非常に重要なものとなっている。もとより各選挙人の投票の価値の平等を保障することは重要な課題であるが、それは「唯一絶対の基準」ではなく、「他にしんしゃくすることのできる事項をも考慮し」、地方の役割の重要性を鑑み、地方の意見が十分に反映できる選挙制度の再構築を要望するものである。

令和4年1月19日

和歌山県知事 仁坂吉伸 様

和歌山県市長会会長 平木哲朗



和歌山県町村会会長 岡本

